

日連 11 第 242 号
(総 2 第 18 号)
平成 11 年 6 月 23 日

税 制 審 議 会
会 長 金 子 宏 殿

日本税理士会連合会
会 長 森 金 次 郎

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、重加算税制度の問題点について

(諮問の趣旨)

重加算税は、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい仮装したところに基づいて申告等が行われた場合に課税することとされています。

近時の税務調査においては、いわゆる非違事項に対して重加算税が賦課される事例が増加していますが、その賦課が必ずしも適切でないと思われる事例が少なからず見受けられます。これは、現行の重加算税の賦課要件が明確なものとはいえず、税務署長の裁量の余地が大きいことが原因であると考えられますが、結果として、税務行政に対する納税者の信頼が損なわれることにもなりかねません。

このような現状に鑑み、重加算税の課税要件である「仮装、隠ぺい」の意義、罰則規定における「偽りその他不正の行為」との異同、行政罰と刑事罰との関係など、重加算税をめぐる制度と執行上の問題点等について貴審議会の審議をお願いするものであります。